



問 環境政策課 ☎内線1561~1563

犬のふんは持ち帰りましょう

市には現在、犬の散歩の際に出るふんを処理せずそのまま放置されている、との苦情が多く寄せられています。

一部の心ない飼い主の行為が、地域の人に大きな迷惑をかけると同時に、環境やまちの景観を損ねています。

飼い主はペットの飼い方のマナーを守り、ふんはそのままにせず、袋などに入れて必ず持ち帰るようにしましょう。

また、市では犬のふんを放置されて困っている方のために、無料で犬ふん禁止看板を貸し出しています。詳しくは環境政策課までお問い合わせください。

Y家(ひたち野西)ふう



【種類】サイベリアン(メス4歳)

気が強くて甘えん坊な我が家の女王様です。

ペットの
写真
募集中!

投稿者の氏名・住所・電話番号と、ペットの名前(ふりがな)・種類・性別・年齢・30~40字の紹介コメントを記入の上、メールまたは封書でお送りください。【あて先】〒300-1292牛久市中央3-15-1「環境政策課わんにゃんこ」係
E kankyoku@city.ushiku.ibaraki.jp ※犬は市に登録していること。※封書の場合、写真は返却しません。
※掲載に不適切と思われる写真については、掲載しない場合がありますのでご了承ください。



消費生活の窓

消費生活に関するご相談は消費生活センターへ!

問 牛久市消費生活センター ☎830-8802
(市役所第3分庁舎2階 商工観光課内)

相談日 月~金曜日(午前9時~正午/午後1時~4時)

「屋根の釘が浮いていきますよー」 屋根工事の点検商法にご注意

【相談事例】

一昨日、自宅に作業服の業者が訪れ「近所で屋根修理をしている者ですが、お宅の屋根瓦の釘が浮いているのが気になりました。無料で点検しますよ」と言われ、不安になり点検を依頼した。点検終了後、屋根を撮影した動画をテレビに映し「このままでは雨漏りし、大変なことになる」「本日で決めればキャンペーン価格で値引きできる。」と言われ、すぐに契約してしまった。よく考えると高額なのでクーリング・オフをしたい。

(70代 男性)

【アドバイス】

上記の事例は、契約した日から8日以内であったためクーリング・オフ(契約解除)することができました。消費生活センターには突然訪問してきた業者に屋根の点検、工事の契約を勧められ「高額な工事をしてしまった」「次々に不要な工事を契約してしまった」等、トラブル情報が寄せられています。その場で点検依頼や契約はせず、相手の言うことが事実か、必要な工事かどうか家族や周囲の人に相談しましょう。屋根工事の契約をする際は、複数業者から見積書をとって比較することも大切です。

